

# 不法投棄 野外焼却

## 犯罪です!



## 罰則

不法投棄、野外焼却は廃棄物処理法により罰則が規定されています。(未遂行為も罰せられます。)

- 5年以下の懲役 若しくは1,000万円以下の罰則 又はこの併科
- 法人の場合は、3億円以下の罰金

### 不法投棄とは?

- みだりに(正当な理由なく)廃棄物を捨てることを不法投棄といいます。
- 自分の土地に穴を掘って埋めることも不法投棄に当たります。

### 野外焼却の禁止

- 自ら廃棄物の焼却を行う場合でも、処理基準に従わなければなりません。
- 処理基準に従わない野外焼却(いわゆる野焼き)は禁止されています。



新潟県県民生活・環境部 廃棄物対策課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

TEL025-280-5517 E-mail ngt030170@pref.niigata.lg.jp



0120-381-790

(新潟県庁不法投棄ホットライン)

# 廃棄物を焼却する場合は、 処理基準に従わなければなりません。

## 処理基準

- 廃棄物が飛散・流出しないようにすること
- 悪臭、騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること
- 焼却施設には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること

## 廃棄物を焼却する場合に従わなければならない方法



本図は焼却炉の基本的な構造基準等を例示したもの

(法施行令第3条第2号イ、第6条第1項第2号イ及び平成23年4月1日環境省告示「環境大臣が定める焼却の方法」)

## 焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

国、地方公共団体が施設管理のために行う必要な焼却

災害予防、応急対策又は復旧のための必要な焼却

風俗慣習上又は宗教上の行事のための焼却

さいのかみ(どんど焼き)等の行事における門松やしめ縄などの焼却

農林漁業のためのやむを得ない焼却

害虫駆除、漁網に付着した海産物の焼却等

日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

たき火、キャンプファイヤー等

※なお、生活環境保全上の観点から行政指導・行政処分を行う場合があります。

## 通報先

事務所	所在地	電話番号(FAX)	管轄地域
三条地域振興局 健康福祉環境部 環境センター環境課	〒955-0046 三条市興野1-13-45	0256-36-2234 (0256-36-2235)	三条市、加茂市 燕市、田上町、弥彦村